

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 4 日

亀山市長 櫻 井 義 之

規則第 2 6 号

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則の一部を改正する規則

亀山市消防本部消防職員委員会に関する規則（平成 1 7 年亀山市規則第 1 0 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（委員の定数） 第 4 条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）に応じ、当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、6 人とする。 （1） 消防本部 <u>1 人</u> （2） <u>指揮査察課及び警防課</u> <u>3 人</u> （3） [略]	（委員の定数） 第 4 条 委員の定数は、次の各号に掲げる組織の区分（以下「組織区分」という。）に応じ、当該各号に定めるとおりとし、委員の総定数は、6 人とする。 （1） 消防本部 <u>2 人</u> （2） <u>警防課</u> <u>2 人</u> （3） [略]
備考 表中の [] の記載は注記である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。